

2015年2月23日

消費者庁食品表示企画課  
府令案意見募集担当 御中

『食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令（案）』に対する意見

日本生活協同組合連合会

## **全体的な意見**

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令自体については食品表示法の執行の具体を定める部分であり、公表されている概要を見る限り、異論ありません。

一方、現在、世界各国では世界保健機構（WHO）が2004年にとりまとめた「食事、運動と健康に関する世界戦略」に基づき、公共における健康への行動を通しNCDs<sup>1</sup>のリスク因子の低減など、様々なプログラムが展開<sup>2</sup>されている状況があります。

今回、政令第七条に定める「国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項」については、特に、食品表示法において義務化される「栄養成分の量および熱量」が国民の健康の増進を図る上で極めて重要な部分であり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、消費者が栄養表示をより活発に活用できるよう、教育・啓発の充実を図っていただきたいと考えます。

## **個別的な意見**

以下、「国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項（案）」としてあげられた各項目について意見いたします。

### **（1）栄養成分のナトリウム<sup>3</sup>について**

食品表示基準に係る消費者委員会での審議および答申書<sup>4</sup>では、消費者の理解しやすさ

<sup>1</sup>Non-Communicable Diseases（非感染性疾患）

<sup>2</sup>世界における健康・栄養施策と栄養表示との関係（消費者庁）<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin594.pdf>

<sup>3</sup>食品表示基準第三条において「ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に二、五四を乗じたもの。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する」との読み替えが規定されている。

<sup>4</sup> 栄養成分表示に係るナトリウムの表示の修正方針案として、栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する、ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示できるものとし、そ

といった観点から「ナトリウム」は消費者になじみが深い「食塩相当量」に代えたとされたとであり、国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項としてあげられている「ナトリウム」は「食塩相当量」に置き換えるべきと考えます。

## （２）特定保健用食品について

国民の健康の増進を図るために必要な食品として「特定保健用食品」が言及されていますが、「特定保健用食品」だけではなく、身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分の補給・補完を目的とした「栄養機能食品」を含む「保健機能食品<sup>5,6</sup>」全般として考えるべきと思われます。

## （３）機能性表示食品について

機能性表示食品における可能な機能性表示の範囲は、健康維持・増進に関する表現とされていることから、機能性表示食品に関する事項が国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に規定されることについて異論はありません。

しかし、この機能性表示食品にいたっては、事業者の届出制となり、事業者の良心に委ねられる部分も大きく、適正な制度管理の部分が不安視されている状況が少なからずあるものと思われます。また、上述の世界保健機関（WHO）世界戦略のパラグラフ 40(5)<sup>7</sup>において、ヘルスクレーム（健康に関連するメッセージ）についての言及があり、「栄養上のメリットまたはリスクについて一般の人々を誤解させてはならない」と述べられています。

このような背景から、今回の趣旨とは異なりますが、今後出されるガイドラインの中身はもちろんのこと、販売・流通されるエビデンスのしっかりしていない、いわゆる健康食品の淘汰も含め、行政側の監視指導体制の充実を図っていただきたいと考えます。

以上

---

の場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。

<sup>5</sup> **特定保健用食品**：身体の生理学的機能や生物学的活動に関与する特定の保健機能を有する成分を摂取することにより、健康の維持増進に役立ち、特定の保健の用途に資することを目的とした食品。**栄養機能食品**：身体の健全な成長、発達、健康の維持に必要な栄養成分の補給・補完を目的とした食品であり、高齢化、食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂れない場合に、その補給・補完のために利用する食品。（保健機能食品制度に関する質疑応答集について 食新発第 0308001 号（平成 14 年 3 月 8 日））

<sup>6</sup>食品表示法において、特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品は保健機能食品に含まれるものとされている。

<sup>7</sup> **Health claims.** As consumer's interest in health grows, and increasing attention is paid to the health aspects of food products, producers increasingly use health-related messages. Such messages must not mislead the public about nutritional benefits or risks.